

平成19（2007）年8月2日

民主党 代表
小 沢 一 郎 殿

薬害肝炎全国原告団
代表 山 口 美智子
薬害肝炎全国弁護団
代表 弁護士 鈴 木 利 廣
(連絡担当) 野 間 啓
電話 03-5363-6707
F A X 03-5363-6708

要 請 書

要 請 の 趣 旨

本年7月31日の名古屋地裁判決を受け、被害者原告との面談に応じた上で、政府が薬害肝炎訴訟の早期全面解決に向けた取り組みに着手するよう、さらなる働きかけを要望します。

要 請 の 理 由

本年7月31日、名古屋地方裁判所において、薬害肝炎訴訟の4件目の判決（いずれも地裁）が言い渡され、国は4たび断罪されました。昨年大阪、福岡、そして本年に入っの東京の各地裁での判決に際し、厚生労働大臣は「他の判決を見てみたい」という趣旨の発言を繰り返して解決を先延ばししてきましたが、もはや「他の地裁」でも国の責任が免れ得ないことが明らかになったというべきです。

この問題においては、既に貴党においては、担当部会での再三に渡るヒアリング開催を始め、様々な取り組みを行っていただいているところであり、既に問題の重要性については十分理解していただいていることと存じます。他方政府にも、本年3月30日と6月25日の二度に渡り首相官邸にてご対応いただいております、下村官房副長官及び塩崎官房長官が解決に向けた具体的な検討を開始する旨約束され、後者の後には、柳澤厚生労働大臣が安倍首相から指示があったことを認めています。

このような状況及び名古屋地裁判決に示された国の責任に鑑みれば、既に政府の対応は待ったなしの状況であるといえ、秋の国会においても極めて重要な国政上の課題として位置付けられるべきであると考えます。

つきましては、上記要請の趣旨のとおり、政府に対し、直ちに薬害肝炎訴訟の早期全面解決に向けた取り組みに着手するよう、さらなる働きかけを要望致します。

以 上